仕　様　書

以下、千葉市を発注者、契約締結業者を納入者とする。

（総則）

１　納入者は、下記業務を行うものとする。

（１）非常用飲料水を納入期限までに発注者が指定する場所に納入する。

（２）納入期限は、令和６年３月２２日（金）までとする。

　　　なお、納入開始の２週間前までに、納入日程を発注者に報告すること。

（３）納入場所及び納入数量は、別紙「飲料水納入数等一覧」のとおりとする。

（４）その他、詳細については、発注者、納入者協議のうえ、行うものとする。

（非常用飲料水の仕様）

２　非常用飲料水の仕様は下記のとおりとする。

（１）参考商品

ア　富士ミネラルウォーター㈱「富士ミネラルウォーター500mlペットボトル　5年保存水」

イ　富士サンスイ㈱「富士山麓の保存水500mlペットボトル5年保存水」

ウ　㈱ソーケンビバレッジ「5年保存水「絆」500ml」

※仕様を満たす同等品可。ただし、事前協議要とする。

（２）発注数量

113,112本（避難所用102,144本、職員用3,264本、帰宅困難者用7,704本）

（３）梱包

ア　包装形態

製品24本を外装用段ボール箱に収め、上部をテープ貼りとする。

イ　表示

品名、数量、製造業者名、納入年度、製造年月、賞味期限を側面の2面以上に黒字で記載すること。また、賞味期限の表示を、他の表示より大きくすること。なお、段ボールへの表示案を作成した後、防災対策課に提示し、承認を得ること。（別紙表示案を参照）

（４）品質保証

ア　常温の室内保存により、製造後5年間は包装、内容物ともに災害救援物資として支給しうるものとする。

イ　製品納入時に製造業者による同一品の品質保証書及び公的検査機関による　保存試験成績証明書を提出すること。

ウ　品質保証期間内において、市の要請があった場合は市備蓄品の成分分析を　実施し、その試験成績証明書を提出すること。なお、要請は、概ね製造後3年経過時点から品質保証期間満了までの間において2回以内とする。ただし、　　それ以前においても、成分分析を実施する必要のある特別の事態が生じた場合は、市は成分分析を要請出来るものとする。

（５）製造年月日

納入期限から6か月以内のものを納入すること。